

## Ⅱ ひきこもり群、ひきこもり親和群の定義

### 1 ひきこもり群

今回の調査では、社会的自立に至っているかどうかに着目して、以下のように定義する。

「Q20 ふだんのくらい外出しますか。」について、下記の5～8に当てはまる者

- 5. 趣味の用事の時だけ外出する
- 6. 近所のコンビニなどには出かける
- 7. 自室からは出るが、家からは出ない
- 8. 自室からほとんど出ない

かつ

「Q22 現在の状態となってどのくらい経ちますか。」について、6ヶ月以上と回答した者

であって、

「Q23 現在の状態になったきっかけは何ですか。」で、

- ①「病気（病名： ）」を選択し、病名に統合失調症又は身体的な病気を記入した者、
- ②「妊娠した」を選択した者、
- ③「その他（ ）」を選択肢、（ ）に自宅で仕事をしている旨や出産・育児をしている旨を記入した者

又は

「Q18 ふだんご自宅にいるときによくしていることすべてに○をつけてください。」で、「家事・育児をする」と回答した者

を除いた人数 59人（有効回収率に占める割合1.79%）。

このうち、Q20で6、7又は8に該当する者を「狭義のひきこもり」と、Q20で5に該当する者を「準ひきこもり」とし、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」の合計を「広義のひきこもり」とする。

なお、総務省「人口推計」（2009年）によれば15～39歳人口は3,880万人なので、広義のひきこもりの推計数は $3,880 \text{ 万人} \times 1.79\% = 69.6 \text{ 万人}$

同様に、狭義のひきこもりの推計数は  $3,880 \text{ 万人} \times 0.61\% = 23.6 \text{ 万人}$ 。

準ひきこもりの推計数は  $3,880 \text{ 万人} \times 1.19\% = 46.0 \text{ 万人}$ 。

## 2 ひきこもり親和群

Q27 11～14の4項目が、すべて「1. はい」又は1項目のみ「2. どちらかといえばはい」と答えた者から「ひきこもり群」を除いた者。

**Q27** 次にあげられたことについて、あなた自身にあてはまる数字に○をつけてください。(○は各項目につきひとつ)

11. 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる

はい                      どちらかといえばはい                      どちらかといえばいいえ                      いいえ

12. 自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある

はい                      どちらかといえばはい                      どちらかといえばいいえ                      いいえ

13. 嫌な出来事があると、外に出たくなくなる

はい                      どちらかといえばはい                      どちらかといえばいいえ                      いいえ

14. 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う

はい                      どちらかといえばはい                      どちらかといえばいいえ                      いいえ

ひきこもり親和群の推計数は  $3,880 \text{ 万人} \times 3.99\% = 155 \text{ 万人}$

## 3 一般群

回答者全体から「ひきこもり群」「ひきこもり親和群」を除いた者でQ27 11～14の項目にすべて回答している者。

## 4 厚生労働省の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」との整合性

(i) 厚生労働省の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」の考え方

(ア) 厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究（主任研究者 齊藤万比古）」の研究成果として、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）がまとめられた（平成22年5月19日）。

(イ) 新ガイドラインでは、「現在のところ最も信頼性の高い調査によると、現在ひきこもり状態にある子どものいる世帯は、全国で約26万世帯と推計される。」としている。

(ウ) この調査は、厚生労働科学研究「こころの健康についての疫学調査に関する研究」（主任研究者 川上憲人）であり、この中で、「ひきこもり」の定義は、「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6ヶ月以上続けて自宅

にひきこもっている」状態とし、時々買い物などで外出することもあるという場合も「ひきこもり」に含めるとしている。

(エ) なお、新ガイドラインでは、ひきこもりの定義を次のとおりとしている。

「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念」と定義(概ね従来通り)。

なお、「ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くないことに留意すべき」としている。

(ii) 新ガイドラインで引用する推計数と今回の調査の推計数との整合的な考え方

	〔該当人数(人)〕	〔有効回収率に占める割合(%)〕	〔全国の推計数(万人)〕	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	39	1.19	46.0	} 準ひきこもり 46.0万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	13	0.40	15.3	
自室からは出るが、家からは出ない	3	0.09	3.5	} 狭義のひきこもり 23.6万人
自室からほとんど出ない	4	0.12	4.7	
計	59	1.79	69.6	} 広義のひきこもり 69.6万人

今回の調査における広義のひきこもり群のうち、Q20(ふだんどのくらい外出しますか。)について、6、7又は8と答えた「狭義のひきこもり」が、新ガイドラインで引用する推計数にほぼ相当すると考えられる。